

新型コロナウイルスに関連する主な保証制度一覧

R 6.4.1 更新版

保証制度名	取扱期間	対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	保証料率（年率％）	返済方法
【県】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金	対策資金	岩手県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業所の管轄する市町村から、下記の認定を受けた者。 ・セーフティネット5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） ※申込みにあたっては、売上高等が減少していることについて、市町村が発行する認定書の添付が必要になります。		8,000万円	10年以内 （据置期間2年以内）	年0.6% ・0.2%補助（県より）	分割返済・一括返済
	伴走支援資金	岩手県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業所の管轄する市町村から、次の（1）～（3）のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した者。 （1）セーフティネット4号（注1） （2）セーフティネット5号（注1） （3）次のいずれかに該当すること（注1）（注2） ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。 ②最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ③最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑤最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑥最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 （注1）特別小口保険に係る保証を除く （注2）保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。	運転資金・設備資金	1億円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 （据置期間5年以内）	以下に県より一律0.2%補助 【セーフティネット4号、5号】 年0.85% ・0.65%（国より） ※経営者保証免除対応の場合 年1.05% ・0.85%補助（国より） 【一般保証】 責任共有対象 年0.45%～1.90% ・0.25%～0.75%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合 0.65%～2.10% ・0.45%～0.95%補助（国より） 責任共有対象外 年0.50%～2.20% ・0.30%～1.05%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合 0.70%～2.40% ・0.50%～1.25%補助（国より）	分割返済・一括返済
【国】伴走支援型特別保証制度	令和3年4月1日 ～令和6年6月30日	次の（1）～（3）のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した者。 （1）セーフティネット4号（注1） （2）セーフティネット5号（注1）かつ次のいずれかに該当する者。 （3）次のいずれかに該当すること（注1）（注2） ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。 ②最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ③最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑤最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑥最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 （注1）特別小口保険に係る保証を除く （注2）保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。	運転資金・設備資金	1億円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 （据置期間5年以内）	【セーフティネット4号、5号】 年0.85% ・0.65%（国より） ※経営者保証免除対応の場合 年1.05% ・0.85%補助（国より） 【一般保証】 責任共有対象 年0.45%～1.90% ・0.25%～0.75%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合 0.65%～2.10% ・0.45%～0.95%補助（国より） 責任共有対象外 年0.50%～2.20% ・0.30%～1.05%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合 0.70%～2.40% ・0.50%～1.25%補助（国より）	分割返済・一括返済
【国】事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度	令和3年4月1日 ～令和6年6月30日	要綱中の「2. 申込人資格要件」をご参照ください。	運転資金・設備資金	2億8,000万円 （中小企業者が組合等の場合は4億8,000万円） 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 2,000万円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 （据置期間5年以内）	【責任共有対象】 年0.8% ・0.6%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合は0.2%上乗せ（上乗せ分0.2%を国より補助） 【責任共有対象外】 年1.0% ・0.8%補助（国より） ※経営者保証免除対応の場合は0.2%上乗せ（上乗せ分0.2%を国より補助）	分割返済・一括返済

本一覧とは別に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る保証制度の選択チャート」より、売上高の減少幅から取得できる認定やコロナ関連制度をお調べいただけます。
なお、上記制度以外にも、セーフティネット4号、5号、危機関連特例とリンクできる県・市町村融資保証制度が多数ございますので、当協会窓口にご相談下さい。